尼崎市子ども食堂食育サポート補助金交付要綱

（目的）

第１条 この要綱は、市内の子ども食堂の実施団体等が子どもへの「バランスの良い食事」の提供並びに「食育」の推進に資することを目的とした事業の実施に対して、本市が食材経費の一部を補助するための手続きを定めるものである。

（尼崎市子ども食堂食育サポート補助金の交付）

第2条　市長は、補助金に係る申請及び交付を受ける権利を有する者（以下「交付決定者」という。）に対し、この要綱に定めるところにより、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付する。

（子ども食堂）

第３条　この要綱において、子ども食堂とは、次の各号全てを満たすものとする。

1. 市内在住の主に子どもを対象とした活動であること
2. 広く開放されていること（市のホームページ等において活動の内容、場所、時間、対象、連絡先等を公開することに同意すること）
3. 支援が必要な子どもを把握した場合、必要に応じて、尼崎市子どもの育ち支援センターを含めた関係機関につなげるなど、協力すること
4. 子どもへの食事を1回あたり10食以上準備すること。ただし、単にお菓子やジュース等のみの提供は対象としない
5. 利用料は、無料または材料費等の実費相当額の範囲内とすること
6. 食中毒予防など衛生管理を講ずること
7. 開設中は、事故やケガ、不審者の侵入防止などの対策を行い、十分な安全配慮を講じること
8. 政治活動又は宗教活動並びにこれらに類する活動ではないこと
9. 公序良俗に反する活動ではないこと
10. 営利を目的とする活動ではないこと
11. 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動ではないこと
12. 代表者、役員その他団体の意思決定に関与する立場である者が市と利益相反関係にないこと
13. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体が行う活動ではないこと

（補助金の申請者）

第４条　補助金の申請者は、子ども食堂を運営する団体または個人とする。

（補助対象期間）

第5条　補助対象期間は、当該年度の4月1日から2月末日までとする。

（補助金の交付対象となる事業）

第6条　補助金の交付対象となる事業は、補助対象期間中に子ども食堂が次の各号を全て満たした場合とする。

1. 毎月1回以上開催し、かつ、野菜(いも・海藻・きのこ類含む)や果物（以下「野菜等」という。）を使用した食事を3回以上提供すること
2. 本市における食育の取組に参加すること

（補助金の交付対象経費）

第7条　補助金の交付対象経費は、子ども食堂の活動において、野菜等の購入に要する費用とする。ただし、第9条に規定する交付申請を行う年度において、国、県、市などの公的機関から他の補助金又は委託を受けている野菜等の費用は除く。

（補助金）

第8条　補助金は、第9条に規定する申請を行う年度において上限額を20,000円とする。ただし、補助金の交付対象経費から利用料、その他の収入を控除した額と上限額のいずれか少ない方の額とする。

２　補助金の交付申請は1団体につき申請を行ったその年度内において1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第9条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の3月15日までに、「尼崎市子ども食堂食育サポート補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）」に必要事項を記載し、野菜等の購入レシートを添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第10条　市長は、申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

２　前項に基づき市長が補助金の交付を決定した場合は、「尼崎市子ども食堂食育サポート補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）」を、交付決定者に通知し、補助金を交付する。また、市長が補助金の交付を認めなかった場合は、「尼崎市子ども食堂食育サポート補助金不交付決定通知書（様式第３号）」を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第11条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、また、補助金の返還を求めるものとする。

(1)　この要綱の規定若しくは交付決定通知書に付した条件を満たさないとき

(2)　虚偽の申請その他不正の行為により、交付を受けたとき

(3)　尼崎市暴力団排除条例に規定する第２条第4号から第7号に該当するとき

(4)　補助金の使途が暴力団等の利益になるとき

(5) その他市長が不適当と認めたとき

（報告及び調査）

第12条　市長は、第9条に規定する交付申請について疑義が生じた場合は、申請者の事務所等に必要に応じて立ち入り、当該事業に係る関係帳簿書類その他の物件を検査し、又は報告を求めることができる。

（交付を受ける権利の譲渡又は担保の禁止）

第13条　補助金の支給を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が別に定める。

付 則

（施行期日）

　　この要綱は、令和5年６月1日から実施する。

　　一部改正　令和6年4月1日